



『相続税のあらまし』

平成27年1月1日以後の相続から改正により相続税の基礎控除が従来の6割に縮小され、相続税の申告が必要なケースが増加しています。
そこで今回は相続税の仕組みについて簡単にご説明します。

I. 相続税の申告が必要な人

被相続人から相続などによって取得した「相続税が課される財産」の価額から「相続財産の価額から控除できる債務と葬式費用」の価額を差し引いた金額の合計額が、「遺産に係る基礎控除額」を超える場合、その財産を取得した人は、相続税の申告をする必要があります。

$$\text{「遺産に係る基礎控除額」} = 3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人の数})$$

II. 相続税の申告と納税

相続税の申告をする必要がある場合には、被相続人が亡くなった日の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地を所轄する税務署に相続税の申告書を提出するとともに、納付税額が算出される場合には、納税しなければなりません。

III. 相続税が課される財産

相続税の課税対象となる財産は次のとおりです。

(1) 被相続人が亡くなった時点において所有していた財産

不動産、株式等、預貯金、現金などのほか、金銭に見積もることができる全ての財産。

(2) みなし相続財産

被相続人の死亡に伴い支払われる「生命保険金」(被相続人が負担した保険料に対応する部分に限ります。)や「退職金」など。

ただし、「生命保険金」や「退職金」のうち、一定の金額(注)までは非課税となります。

(注)一定の金額とは、「生命保険金」や「退職金」の区分ごとに、次の算式によって計算した金額をいいます。

$$\text{(算式)} \quad 500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

$$\times (\text{その相続人の取得した金額の合計額} \div \text{相続人全員の取得した金額の合計額})$$

(3) 被相続人から取得した相続時精算課税適用財産

被相続人から生前に贈与を受け、贈与税の申告の際に相続時精算課税を適用した財産。この場合、相続開始の時の価額ではなく贈与の時の価額を相続税の課税価格に加算します。

(4) 被相続人から相続開始前3年以内に取得した暦年課税適用財産

被相続人から相続などによって財産を取得した人が、被相続人が亡くなる前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産(上記(3)を除きます。)

この場合、相続開始の時の価額ではなく贈与の時の価額を相続税の課税価格に加算します。

IV. 相続財産の価額から控除できる債務と葬式費用

(1) 控除できる債務

借入金や未払金などのほか、被相続人が納めなければならなかった税金で、まだ納めていなかったものも含まれます。

(2) 控除できる葬式費用

被相続人の葬式に際して相続人が負担した葬式費用。

葬式費用とは、お寺や葬儀社などへの支払、お通夜に要した費用などです。なお、墓地や墓碑などの購入費用、香典返しの費用や法要に要した費用などは葬式費用に含まれません。

V. 相続税の計算(具体例)

○財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額が6,600万円で、配偶者と子2人で3分の1ずつ相続した場合
 (課税価格の合計額) (基礎控除額) (課税遺産総額)
 6,600万円 - (3,000万円+(600万円×3人)) = 1,800万円



○相続税の速算表

区分	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

※ あん分した税額から、配偶者の税額軽減等の各種の税額控除の額を差し引きます。

【相続税の主な特例】

1. 小規模宅地等の特例

被相続人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等がある場合には、一定の要件の下に、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、一定割合を減額します。

2. 配偶者の税額軽減(配偶者控除)

被相続人の配偶者の課税価格が1億6,000万円までか、配偶者の法定相続分相当額までであれば、配偶者に相続税はかかりません。

上記特例を適用するためには、相続税の申告書を提出する必要があります。

※参考文献 国税庁ホームページ

ご不明点等は当事務所担当者にご確認ください。

(文責: 上田 理兆)

